予防接種費用の返還手続き（償還払い）について

　**平成２６年４月１日より、里帰り等で登別・室蘭市以外の医療機関で定期予防接種を行った場合、予防接種にかかった費用を上限額の範囲内で返還いたします。**

**（１）償還払いの対象者**

　　登別市に住民登録のあるお子さんの保護者。なお、事前に予防接種依頼申請を行った予防接種に限ります。

**（２）償還払いの対象となる定期予防接種の種類**

①ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種

（４種混合、２種混合、ポリオ単抗原）

②麻しん及び風しんの予防接種

③結核(ＢＣＧ)の予防接種

④Ｈｉｂ感染症の予防接種

⑤小児の肺炎球菌感染症の予防接種

⑥ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種

⑦水痘の予防接種

　⑧日本脳炎の予防接種

　⑨Ｂ型肝炎の予防接種

**（３）手続き方法　【接種後】**

①申請に必要なもの

➣登別市予防接種助成金交付申請書(上限額が決まってる為金額は入れないで下さい)

➣登別市予防接種助成金交付明細書

➣予防接種にかかった費用の領収書（原本）

➣予防接種の記録（母子健康手帳または予防接種済証）　どちらかでよろしいです

・予診票の写し（医療機関から市へ送付されます）

※申請内容を確認後、「登別市予防接種助成金交付決定通知書」と「登別市予防接種助成金交付請求書」を送付しますので、請求書に必要事項を記入し返送願います。

**（４）その他**

※平成２６年４月１日以降の接種分から対象となります。

※申請は予防接種実施依頼申請を行った予防接種のうち、最後に受けた予防接種の日の翌日から起算して１年以内に行ってください。

※償還払いの金額は予防接種で実際に要した費用と、登別市で設定した上限額のいずれか少ない額になります。

【お問い合わせ】〒059-0016登別市片倉町6-9-1　登別市総合福祉センター(しんた21)内

登別市保健福祉部健康推進グループ　TEL0143-85-0100